

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成28年2月15日（平成28年（行情）諮問第137号）

答申日：平成29年1月18日（平成28年度（行情）答申第658号）

事件名：特定トンネル工事における設計照査等に係る文書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、北陸地方整備局長（以下「北陸地方整備局長」又は「処分庁」という。）が行った平成26年1月6日付け国北整総情第422号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである。

##### （1）審査請求書

原処分の行政文書不開示決定通知書（添付資料①）について、「2不開示とした理由」とは当該行政文書は保有していないため不開示とした。」として不開示決定をされたが、別件の行政文書開示決定通知書（添付資料②）に【No. 60 特定坑口部についての設計照査について】（添付資料③）という特定年月日F付け工事打合せ簿が行政文書開示されていることから、原処分の行政文書不開示決定通知書において、北陸地方整備局は【No. 60 特定坑口部についての設計照査について】の当該文書を保有しているので、原処分について行政文書開示するよう審査請求をする。

（添付資料④）から、坑門工の作業土工の下半の勾配は設計図面どおりの施工ではないことから開示に該当する。坑門工→作業土工の下半部分の工事写真（添付資料④-1）である。

重要なことは、本件の行政文書不開示決定の審査請求とは、地方整備局の一般の本官契約の監督体制強化対象工事の完成の行政文書の開示と

は違い、請負者が設計図面どおりに施工して段階確認からの完成ではなく、請負者が設計図面と違う施工から監督職員の段階確認を拒否されたままで完成の工事での行政文書の開示ということである。

ア 経緯として設計図面どおりの施工の施工計画書が承諾されていたが、当該工事の社内では常駐の所長（所長手当を支給される現場責任者）として現場代理人を指揮監督する立場の工事係が設計図面と違う施工の坑口付けを指示して、特定年月日G工事打合せ簿（北陸地方整備局行政相談情報提供）では、発注者の処理・回答は承諾、受理ではない「その他」で「当初設計での施工を前提として承諾します」とありながら現場代理人は坑口部の設計変更が認められたと説明・主張して、監理技術者他は当初設計での施工という意味としたが、現場代理人は設計図面と違う施工をした。

特定年月日Hに当初とも完成時の施工計画書の施工方法とも違う「やらず」を設置しないままの上半部だけ坑口付工のトンネル初期掘削中に坑口部が大きく変位してしまい、同日に主任監督員が現場で坑口部を確認して、特定年月日Jには新潟国道事務所長（総括監督員・道路管理者）まで現場の坑口部に来現した。

特定トンネル作業所ではこの坑口部の大きな変位の応急対策工を実施したが、特定年月日Kには監督員から現場代理人は坑口付けに「やらず」を設置しないことから応急対策工は設計変更対象と出来ない旨を説明された（※だがその後この「やらず」を施工しないとして設計変更対象から外されたトンネル初期掘削時の大きな変位の「対策工」は、（添付資料⑤）の「特定工事」で「対策工」が実施されるのだから、国（新潟国道事務所）が元々は坑口部の大きな変位の応急対策工の業者に「やらず」を施工していないからみれないとした「対策工」が、同じ新潟国道事務所が他工事として国民の税金で「対策工」の工事をするのだから国民には納得出来ない・筋が通らない・あるいは弁償責任の工事など思われても自然である。）。

特定年月日Jに新潟国道事務所長が来現までされた坑口部の大きな変位は「やらず」を設置していないことから設計変更対象外となり関係者の注目から、坑口付工の等辺山形鋼材が設計図面の縦断方向では無く横断方向で施工で、下半のキーストンプレートが施工されていない、作業土工の下半部が設計図面と違う勾配などが問題化して、特定年月日L、監督員から設計図面どおりでは無い施工から段階確認が拒否（北陸地方整備局行政相談情報提供）され、特定年月日M、主任監督員・監督員から現場代理人は坑口部を図面通りの施工を指示（北陸地方整備局行政相談情報提供）されて、坑口部は中

間技術検査を受けられず、その後は行政文書開示から地方整備局の本官契約の監督体制強化対象工事の段階確認が無い完成となっていた。

本官契約の監督体制強化対象工事の段階確認が無いという特定年月日L、監督員から設計図面どおりでは無い施工である坑門工→作業土工（添付資料⑥）、またトンネル掘削工→トンネル掘削DⅢa1（坑口付工の箇所）：（添付資料⑦）の段階確認が無く、特定年月日Nの第1回中間技術検査では検査の対象範囲（添付資料③）から外されていたという本官契約で監督体制強化対象工事の段階確認の無いという国が発注のトンネル工事の完成である。

また、（添付資料⑨）から坑門工→作業土工とは安衛法88条（10m以上の地山の掘削）違反（特定年月日P特定時刻Q頃、事務所の職員から報告があったが現場代理人兼統責者は知っている立場で工事を進めた）で監督体制強化対象工事の段階確認の無い完成であるが、安衛法88条違反の違法行為の施工の数量計算書、工事完成図（添付資料⑩）では、国民は国家公務員である監督職員が安衛法88条違反の違法行為の施工の数量計算書、工事完成図を承諾はしないのが自然である。

また、（添付資料⑪）から「2 不開示とした理由」では「～坑門工→坑口付工、坑門工→作業土工が設計図面と違う施工をしていましたが、これについての指示書、または工事打合せ簿のすべて」とあるが～提出された～当該文書はなく不開示とした。」と北陸地方整備局長が決定している。

「No. 32 下半インバート掘削時の変状対策について」（添付資料⑫）の「11/20」では「本坑口の坑口付けは、全断面では困難なため、上半部分で実施している」とあるが、

- i) ではどうして設計図面の通りに支保工を等辺山形鋼材で縦断方向で強固に連結する施工が横断方向の施工（添付資料⑬）では設計図面より脆弱な坑口部で自然ではないのか？
- ii) ではどうして坑口付工に「やらず」（特定年月日Hの坑口部の大きな変位の直前に現場技術員から「やらず」を施工してない話があったが、現場に常駐の所長の工事係が「やらず」をまだ施工しないとした直後の特定年月日Hの大きな変位が発生した）を施工せずでは設計図面より脆弱な坑口部で自然でもトンネル掘削を押し進めたのか（特定年月日H主任監督員の坑口部クツラクの工事写真には「やらず」が無い。）？
- iii) 坑門工→作業土工が安衛法88条違反（10m以上の地山の掘削）の違法行為の施工を現場代理人兼統責者は知っている立場で工事を

進めたが、安衛法 88 条（10 m 以上の地山の掘削）を監督職員に報告から対策工（坑口部の対策工の会社は当然に本当の掘削高さを知らないと検討が出来ない立場であった）があったならトンネル掘削で、坑口部は大きな変位は生じたのか？

iv) また、「No. 32 下半インバート掘削時の変状対策について」の「13/20」（添付資料⑭）では吹付コンクリートを 3 cm から 25 cm に変更だけであり、坑門工→作業土工が設計図面と違う 1:0.5 と直勾配（下半部）の混合勾配の法面の施工は記載されておらず完成時の施工計画書にも設計変更が無い。

（添付資料④）からも、坑門工の作業土工の下半の勾配は設計図面どおりの施工ではない。国民から i), ii), iii) などからでは監督員が「やらず」などから応急対策工をみないことと同様に、他工事の税金でこの坑口部の大きな変位の対策工では筋が通らない・弁償責任と思われても自然である。

イ 原処分では北陸地方整備局土木工事共通仕様書坑門工 6-8-2（添付資料⑮）の「請負者は～坑口周辺工事の～施工途中において～照査等～」から（請求人は但し設計図面と違う施工は除く旨を記載）の照査が開示となっている。

だが、「No. 60 特定坑口部についての設計照査について」の法面（坑門工→作業土工）とは設計図面と違い下半部分は直勾配の施工で、かつキーストプレートの施工が出来ず、時系列で主任監督員・監督員が現場合理人に特定年月日 M に図面どおりの指示から主任監督員・監督員自身が設計図面と違う法面（坑門工→作業土工）を知っている訳で、その後の特定年月日 F の工事打合せ簿（添付資料③）では特定年月日 M の設計図不適合を放置でも、主任監督員・監督員自身が「No. 60 特定坑口部についての設計照査について」は設計図面と違う法面（坑門工→作業土工）と知っている立場では「設計図面と違う施工の設計照査等」に該当する行政文書であり、開示される行政文書の審査請求である。

「No. 60 特定坑口部についての設計照査について」の「4/12」では永久法面は 1:1.0 の作業土工の施工の設計図面であるが「現況の法面と設計の法面が、ほぼ同じであったため、切取りを実施せず」とは、工事請負契約書第 18 条からも請負者が自然的な施工条件が一致としながら、設計図面 1:1.0 の作業土工の施工をしないことでは設計図面と違う施工の法面の照査の行政文書であり、「設計図面と違う施工の設計照査等」に該当する行政文書で、開示の審査請求である。

ウ 北陸地方整備局・新潟国道事務所が設計図面と違う、かつ安衛法 8

8条の違法行為の施工の法面の工事・行政文書であるという認識が本官契約の監督体制強化対象工事（総括監督員は新潟国道事務所長）の完成でも、行政文書の不開示決定でも無いのではないのか、と国民から不信に思われて自然な出来事がある。

特定年月日Rの新潟国道事務所の「記者発表資料」（添付資料⑯）の添付の写真の「坑口全景」とは、（添付資料⑰）、（添付資料⑱）、から安衛法88条の違法行為の工事写真を国が記者発表の資料として違法行為を国民に「坑口全景」として写真で報道しているのだから国民が驚愕で自然である。

これが安衛法88条（10m以上の地山の掘削）違反の違法行為の国の記者発表資料なのか、誰でもすぐに分かることで設計図面の坑門正面右側（特定川側）に人工的な押盛土の施工があることわかり、設計図面の「特定坑門工一般図」から坑門本体工の床付と押盛土の天端（写真の緑のネットの手摺り）までが $H = 1700 + 5144 + 3000 = 9844$ で約9.84mあることがわかる。

安衛法88条の10mの地山の掘削まで約15cmであるが、坑口正面左側の地山は押盛土と比較すると見ただけで10m以上の地山ということが誰にでもわかる。

国民から北陸地方整備局の遵法意識について不信でも自然な、また国土交通省で信じられないこととは、特定年月日Rの新潟国道事務所の「記者発表資料」の安衛法88条（10m以上の地山の掘削）違反の違法行為は、（添付資料⑲）から、特定年月日Rの新潟国道事務所の「記者発表資料」の以前の特定年月日Eを受付として北陸地方整備局主任監査官が特定トンネル工事の坑口部の安衛法88条（10m以上の地山の掘削）違反の違法行為を行政相談で事前に知っていながらの国が違法行為の写真で、国民に特定年月日Rの新潟国道事務所の「記者発表資料」の報道だったということである。

エ 「No. 60 特定坑口部についての設計照査について」の、「§4. 考えられる対策工（案）」では、案①があり、これは第1回変更図の「13/20」の縦断方向斜面（添付資料⑳）の円弧すべりの検討であるが、新潟国道事務所の設計図面の縦断方向斜面の「床堀時のクラックの確認位置」であるが、「No. 60 特定坑口部についての設計照査について」の「5/12」から「クラック状況」（特定年月S）としており（まだ下半部の床堀は施工していないことから床堀時のクラックである）、特定年月日Hに主任監督員、監理技術者がクラックの位置を確認の工事写真がある。

現場でクラック対策工は特定年月日Hからで、「No. 60 特定坑口部についての設計照査について」から特定年月日Hに主任監督

員，監理技術者がSL（スプリングライン）から約1.8mの位置まで発生しているクラックの位置を確認の工事写真であるが，特定工事の「床堀時のクラックの確認位置」とは概算のスケールアップ（添付資料21）では実際に現場で主任監督員が現場で確認した工事写真のクラックの発生位置より高い位置が「床堀時のクラックの確認，位置」のおそれがある。

では，安全率は設計図面の通りの安全な国道トンネルであるか（北陸地方整備局行政相談中で北陸地方整備局では把握している。）。

また，特定工事の縦断方向斜面の円弧すべりの掘削線は設計図面のおりを使用しているが，工事完成図（添付資料22）の「特定坑門工一般図」と「特定坑口処理図」の掘削線とは違う掘削線で検討をしている。

どちらも新潟国道事務所が監督職員の工事であるが，工事完成図と他工事の設計図面に齟齬（そご）が生じている（（添付資料23）の「2 不開示とした部分とその理由」を参照。）。

オ 上記の工の地山の円弧すべりの安定であるが，工事完成図（添付資料22）と，工事写真（添付資料24）から，国道の坑門本体工の背面には設計図面には無いH=800の巨大なコンクリート構造物が施工されているが，（添付資料25），（添付資料26）から国道の坑門本体工の背面の設計図面と違う施工の巨大な構造物である底盤コンクリートとは設計照査がない（北陸地方整備局行政相談中で北陸地方整備局では把握している。）。

カ （添付資料27），工事写真（添付資料28）から，坑門本体工の内部に設計図面と違う施工の裏型枠に広範囲に設置された裏面排水工は鉄筋と密接しており，指示書も工事打合せ簿も数量計算書も，また本官契約の監督体制強化対象工事（監督職員に新潟国道事務所長を含む）の特記仕様書第6条の鉄筋のかぶりが確認される段階確認も無いという工事であるが，坑門本体工の内部に広範囲に設置（設置かあるいは坑門本体工の内部に異物混入なのか）された設計図面と違う施工の裏面排水工と鉄筋のかぶりが本官契約の監督体制強化対象工事の段階確認の出来高管理基準でも確認されないという裏面排水工と密接の鉄筋のかぶりの工事写真からでは，トンネル内部と一体構造の坑門本体工の出来高管理基準からの鉄筋のかぶりの不足のおそれから既に坑門本体工の鉄筋が腐蝕のおそれについて，北陸地方整備局行政相談中である。

キ 坑門工→坑口付工→仮設法面吹付コンクリート（ $t = 3 \text{ cm}$ ），工事写真（添付資料29）：（中央部のAGF用の吹付厚（ $t = 10 \text{ cm}$ ）を除く）が第1回の数量計算書では $t = 3 \text{ cm} : 281 \text{ m}^2$

であるが、同様の数量計算の図面でありながら第3回変更ではいきなり設計図面と違う施工の仮設法面吹付コンクリート（ $t = 10 \text{ cm} : 288 \text{ m}^2$ ）AGF用の吹付厚（ $t = 10 \text{ cm}$ の控除数量だけ変更から）となっている。

これではいつのまに7cmも増吹きしたのか、あるいは弁償責任なのか、また対策工の増吹きでも288m<sup>2</sup>までは施工をしていない。  
ク 坑門工→坑口付工→等辺山形鋼材は第1回の数量計算書では170.9kgが、第3回ではいきなり設計図面の0.34tの施工となっている。

だが、工事写真（添付資料30）の坑口部の覆工の鉄筋組立完了時も等辺山形鋼材は横断方向の施工となっている。

（審査請求書の資料は省略する。）

## （2）意見書

### ア はじめに

本件は、北陸地方整備局の本官契約の監督体制強化対象工事の建設工事において、設計図面と違う施工で完成でも、しかしながら、契約図書に基づき、信義に従い誠実な完成（故意、知っている等を含まないで自然である）から、当然にあるべき行政文書についての法の審査を行うのか、あるいは北陸地方整備局の本官契約の監督体制強化対象工事の建設工事において、特定年月日E北陸地方整備局道路工事課長が認める「設計図面どおりの施工となっております」（資料1）という施工（いわゆる勝手な施工とされても自然であって、国民からは粗雑工事等といわれでも自然である）等という完成で、本来は、契約図書からも、あるべきはずの行政文書が存在しない完成ということからの法の行政文書開示の審査なのか、ということである。

本件の、原処分の、不開示とした理由が「～当該行政文書は保有していないため不開示」とするが、しかしながら、特定年月日E北陸地方整備局道路工事課長が認める「・坑門工 坑門工の作業土工については、設計図書どおりの施工となっておりますでした」（資料1）ということなどからも、国民に、法から、不開示の理由に相当する事実を説明することができない程度で自然である。

特定トンネル工事は、完成後の後日の、特定年月日E北陸地方整備局道路工事課長が認める「・坑門工 坑門工の作業土工については、設計図書どおりの施工となっておりますでした」とされて、かつ、「特記仕様書の第6条の坑門工の段階確認は～行うものであるが～作業土工における段階確認を実施した事実は確認できない」としている。

これでも、総括監督員の新潟国道事務所長からの監督体制強化対象工事であっても、工事請負契約書（資料2）のいう、「信義に従って誠実にこれを履行する」だが、甲（支出負担行為担当官北陸地方整備局長）（資料3）、乙（資料4）が完成としているのだ。

工事請負契約書第9条に基づく、監督職員の監督員は、特定年月日L、設計図面の通り施工をしていない旨で、段階確認を拒否する。

翌日、作業所は、主任監督員、監督員から、図面通りの施工を要求された。

つまり、甲側、乙側ともに、上記を知っているが、これで甲（支出負担行為担当官北陸地方整備局長）、乙が完成としている。

これをおまえがグダグダと説明するより、百聞は一見にしかず、というならば、設計図面の「特定坑門工一般図」（資料5）、「特定坑口処理図」（資料6）などを見て、DISK13の行政文書の工事写真を見ると、これで甲（支出負担行為担当官北陸地方整備局長）が完成とは信じ難いで自然である。

国民に厚い信頼と伝統の国道とは、ほぼすべての構造物等は、検討書等、設計照査等がされており、安全性等の確認がされているのであるが、日本国中の国道において、この特定トンネル工事の坑口部は、特定年月日E北陸地方整備局道路工事課長が認める「・坑門工坑門工の作業土工については、設計図書どおりの施工となっております〜」（資料1）であって、行政文書不開示決定から、何らの検討書等、設計照査等がありませんでしたでは、国民に厚い信頼の伝統の国道に応えることが出来ないで自然である。

作業所は、主任監督員、監督員から、図面通りの施工を要求されたことは当然で自然だろう。

原処分で、理由説明書で、（設計図面と違う施工の坑口部の検討書等、設計照査等の行政文書は）不存在というが、日本国の二桁番号の国道はそういうものか。

#### イ 原処分の文書特定について1

原処分の文書特定について、不開示とした理由には、「〜当該文書は保有していないため不開示〜」となっている。

この時点で、審査請求人は、具体的な行政文書名の記載もない訳であって、北陸地方整備局に、おおむね、このよう行政文書として、主に設計図面と違う施工について、探索をお願いしているわけであるが、これでも受理して、探索して頂いた北陸地方整備局の真摯な行政文書の情報公開に感謝するものである。

建設工事の行政文書は契約図書の仕様書等に基づくのが自然であって、北陸地方整備局土木工事共通仕様書の第8節坑門工から【請負



者は、坑口周辺工事の施工前及び施工途中において、設計図書の照査等に関する処置を行わなければならない】としている（契約図書は法を否定するものではない。）。

この原処分時点で、審査請求人は主として、坑口部の下半部の施工について、行政文書名等を説明している。

#### ウ 審査請求の文書特定についてII

審査請求人は、行政不服審査法5条に基づく審査請求書において、他にも数多くの行政文書名を出しているが、まず【No. 60 特定坑口部についての設計照査について】付いて述べたい。

本件の原処分では不開示とされたが、別件では【No. 60 特定坑口部についての設計照査について】という行政文書が開示されている。

理由説明書の「6 「No. 60 特定坑口部についての設計照査について」（以下、第2の2（2）において「関連開示文書」という。）について」において、一から五の各号とは、特定トンネル工事の工事請負契約書の第18条1項によるものと思われる。

また、北陸地方整備局の平成20年4月の「土木工事設計変更ガイドライン（案）」の「4 設計変更手続きフロー」によるものと思われる。

この上記の各号に該当しない理由をもって、【No. 60 特定坑口部についての設計照査について】において「現況の法面と設計の法面が、ほぼ同じであったため、切取りを実施せず」としている。

これは、「現況の法面と設計の法面が、ほぼ同じであったため～」ということは、これは上記の各号には該当しないことで自然であって、そうであるなら請負者は、契約図書のとおり、信義に従って誠実に履行しなければならない。

国民からは、「現況の法面と設計の法面が、ほぼ同じであったため～」であるなら、設計図面の通りに施工をすることは当然のことである。

しかしながら、「現況の法面と設計の法面が、ほぼ同じであったため～」であっても「切取りを実施せず」とは、行政文書開示から、本工事が、監督体制強化対象工事では、まるで工事利益の確保とも思われて自然ではないのか、つまり、「切取りを実施せず」という理由が、契約図書から説明が出来ないのであるから、いわゆる「設計図面と違う施工」とされても自然である。

行政文書名が【No. 60 特定坑口部についての設計照査について】において「現況の法面と設計の法面が、ほぼ同じであったため、切取りを実施せず」としている。

つまり【No. 60 特定坑口部についての設計照査について】とは、工事請負契約書第18条に該当をしない（これは乙だけで判断は出来ない）で自然な理由にもかかわらず、「～切取りを実施せず」としており、これは設計図面と違う施工であることを言っている。

また、その根拠として、設計図面の「特定坑門工一般図」（資料5）から、坑門工の、正面から、右端の部分のC-C断面とは、その坑門工の掘削（作業土工）は、横断方向も、縦断方向も、永久のり面の勾配は1：1.0での施工となっている。

つまり、特定トンネル工事の設計図面の「特定坑門工一般図」（資料5）と「特定坑口処理図」（資料6）からは、特定坑門工の正面から右端の法面とは、永久のり面の勾配は1：1.0での施工でなければならない。

これを容易に確認が出来るのは、坑門工の、正面から、右側のC-C断面という、坑門工の右端の奥方は、設計図面どおり、すべて永久のり面の1：1.0の施工なのかということである。

理由説明書の「7 原処分に対する諮問庁の考え方」が、不思議なことは、北陸地方整備局長は「～部分的に法面の施工の必要がない箇所があったとしても、法面の形状が設計図面と同じ形状～」という矛盾に満ちた説明を、諮問庁にしていることである。

この北陸地方整備局長の「～部分的に法面の施工の必要がない箇所があったとしても」とは「No. 60 特定坑口部についての設計照査について」の「現況の法面と設計の法面が、ほぼ同じであったため、切取りを実施せず」と違うことを説明しており、これは北陸地方整備局長の上記の工事請負契約書第18条の一～五の各号から、第4項の「～施工現場が一致しないこと」に該当であって「～部分的に法面の施工の必要がない箇所があったとしても」としている。

ここで法から、重要なことは、諮問庁に、北陸地方整備局長は、上記の工事請負契約書第18条の一～五の各号から、第4項の「～施工現場が一致しないこと」に該当で自然な「～部分的に法面の施工の必要がない箇所があったとしても」として、その事実を発見しているのであるから、工事請負契約書第18条の2項に基づき、調査結果のとりまとめの行政文書は明確に存在している。

しかしながら、【No. 60 特定坑口部についての設計照査について】とは、工事請負契約書第18条に該当をしないで自然な理由にもかかわらず（仮に、甲なくして乙だけで勝手に第18条に該当と判断することは出来ない訳で、いわゆる設計図面と違う施工となる）、「～切取りを実施せず」としており、これは設計図面と違う施工であることを言っている。

これは【N o. 60 特定坑口部についての設計照査について】の「～切取りを実施せず」に関する、設計照査等の行政文書の存在であっても、諮問庁に説明をする北陸地方整備局長の「～部分的に法面の施工の必要がない箇所があったとしても」という調査結果のとりまとめの行政文書の開示を請求する。

審査請求人は、この行政文書名は不明だが、理由説明書の「7 原処分に対する諮問庁の考え方」において、諮問庁に北陸地方整備局長の説明から、工事請負契約書第18条の2項に基づき、調査結果のとりまとめの行政文書を、行政文書開示することを主張する。

また、「7 原処分に対する諮問庁の考え方」において、重要なことは、北陸地方整備局長は【N o. 60 特定坑口部についての設計照査について】について「法面の形状が設計図面と同じ形状～」として、設計図面と違う施工の行政文書の対象外としながら、北陸地方整備局長は「～部分的に法面の施工の必要がない箇所があったとしても」として設計図面と違う施工があったことを認めていることから、原処分は取消しであることを、諮問庁に北陸地方整備局自身が認めていることで自然である。

つまり、諮問庁に、北陸地方整備局長が、【N o. 60 特定坑口部についての設計照査について】について、「現況の法面と設計の法面が、ほぼ同じであったため、切取りを実施せず」という工事請負契約書第18条に該当しないことを理由としているが、（理由説明書から北陸地方整備局長の）抽出的表現で申し訳ないが、「～部分的に法面の施工の必要がない箇所があった」としても、工事請負契約書第18条に該当しないことが「～切取りを実施せず～」の理由であるのだから、契約図書に基づかないという設計図面と違う施工であって、かつ行政文書名は「N o. 60 特定坑口部についての設計照査について」とする行政文書から、行政文書開示は当然であると主張する。

審査請求人は、上記の理由等から、原処分は取り消されて当然であって、本件について行政文書開示は当然のことであり、また理由説明書から、北陸地方整備局長自身が認めていることは自然からも原処分は取り消し、行政文書開示を主張する。

諮問庁は、理由説明書の「7 原処分に対する諮問庁の考え方」において、まず北陸地方整備局長は「特定坑口部は設計図面どおり施工」と回答しながら、（理由説明書から北陸地方整備局長の）抽出的表現で申し訳ないが、次ぎに「～部分的に法面の施工の必要がない箇所があった」と説明して、諮問庁に北陸地方整備局長の回答と説明は矛盾しており、もはや国民は、理由説明書を深く信頼するこ

とができないもので自然である。

しかしながら、諮問庁は、理由説明書において、北陸地方整備局長のこのような矛盾に満ちた回答と説明から、「7 原処分に対する諮問庁の考え方」で「したがって～」としているが、その根拠とする北陸地方整備局長の回答と説明は、上記から、もはや理由説明書の破綻で自然であって、このような根拠からの「8 結論」に基づく理由説明書から法の審理は不可能であることは自然であって、よって諮問庁自身が、「8 結論」で、不開示を妥当と考える理由は無く、原処分は取り消し、行政文書開示を当然に主張する。

#### エ 行政文書の特定と、諮問庁の結論について

諮問庁の結論について、あまりどうこう言いたくないのだが、言わざるを得ないことが、意見書なら、主張することなのであろう（本来は、ここでだが、終わりとせずに、恩は返せるうちに返しておこう。）。

諮問庁が、理由説明書の「7 原処分に対する諮問庁の考え方」でいう通り、この【No. 60 特定坑口部についての設計照査について】とは、特定年月日Hの変状についての続編（～対応する文書～）というべきもので自然でもあるのだ。

それは、行政文書開示の【No. 60 特定坑口部についての設計照査について】の、行政文書の特定年月日Hの変状は、クラック状況という主任監督員の確認の工事写真からも、既に、トンネル初期掘削中でも「やらず」が設置していないため、これを原因として、坑口部の変状の対策工の設計変更は、出来ない状況となった。

さらに、坑口部の各鋼製支保工を強固に連結する「継ぎ材」が、連結をしない方向に施工で、設計図面の施工と違い、より脆弱な施工となっている等から、坑口部の変状は、設計変更の対象とならなくなった（監理技術者は職務と期待可能性等がついてまわる。）。

理由説明書の「7 原処分に対する諮問庁の考え方」から、この行政文書は、特定年月日Hの変状についての続編というべきもので自然でもあって、国民からすると、ならば、これは単なる手直し工事とされても自然でもある行政文書だろう。

理由説明書は、どういう訳か、書かれていないが、この【No. 60 特定坑口部についての設計照査について】とは、上記の坑口部の変状の対策工の提案が主たることであって、「～切取りを実施せず～」とは、ごく部分的に書かれたものであること（あるいは含まれること）でも自然でもあるということだ。

しかしながら、諮問庁のいう、「7 原処分に対する諮問庁の考え方」の、設計照査の行政文書の「～対応する文書である～」という

ことは、これを理解もできるのだが、では、この行政文書名が、「特定坑口部の設計照査について」としているのだから、法から、これをどうして行政文書開示の対象にしないことにできるというのか。

また、理由説明書の6において、「審査請求人が主張する「No. 60 特定坑口部についての設計照査について」～特定工事における特定坑口部についての設計照査に関する工事打合せ簿であると考えられる」として、諮問庁の「7 原処分に対する諮問庁の考え方」とは違う理由説明書となっている。

しかしながら、これは理由説明書の齟齬（そご）というより、諮問庁の考え方で理由説明書を理解とすることが正しい。

これは誰が聞いてもそうなって自然かもしれないことで、これが諮問庁の職務だからならいえば、「8 結論」から、「以上のことから～不存在であることを理由に～不開示は妥当である」としても役人と違い、国務大臣の判断は、国民からすると桁違いに違うインパクトで自然なことであって、この「8 結論」の、不開示が妥当とする行政文書名が、「No. 60 特定坑口部についての設計照査について」であって、かつ、これが「現況の法面と設計の法面が、ほぼ同じであったため、切取りを実施せず」ということを理由に含むものが、争点のひとつからでは、諮問庁の不開示の「8 結論」について、余程の確固たる根拠が無いと、諮問庁の職務による行政文書の不開示とは、国民には衝撃をもって不自然でも自然である。

国民からすると、理由説明書の「7 原処分に対する諮問庁の考え方」から、「8 結論」とは、おおむね、北陸地方整備局長からの説明と回答から「したがって～」を根拠としているが、この北陸地方整備局長の回答は、「特定坑口部は設計図面どおり施工されており～」だが、特定年月日E北陸地方整備局道路工事課長は、「設計図面どおりの施工とはなっておりません」（資料1）としており、諮問庁へ北陸地方整備局長の回答として信頼がないで自然である。

また、国民からすると、北陸地方整備局長の回答について、「特定坑口部は設計図面どおり施工されており～」とするが、これまでの行政文書開示の数多くの工事写真（例えばDISK13）が、設計図面と違う施工の坑口部の工事写真となっており、建設工事の細かい行政文書は知らなくても、これを見ただけで、諮問庁へ北陸地方整備局長の回答として信頼がないで自然である。

これは国民からすると、この理由説明書では、仮に、諮問庁が北陸地方整備局長を監督が出来ないおそれ、あるいは自らが率いる組織のゆるみで自然である。

この北陸地方整備局長は、原処分で、審査請求で、この程度の行政文書を資料と出されて知っている立場でも、理由説明書で、諮問庁に、北陸地方整備局長は「特定坑口部は設計図面どおり施工されており～」という事実では無い回答をして自然であって、北陸地方整備局長の回答が、諮問庁の職務の結論について、重大な影響を与えることと知っている立場であるが、諮問庁に、北陸地方整備局長は「特定坑口部は設計図面どおり施工されており」と回答をしても、この理由説明書から、この北陸地方整備局長の回答や説明を採用した結論の責任とは、あるいは国土交通省の責任とは、諮問庁自身による職務の判断であって、では、仮に国民から違う国務大臣ならといわれるなら審査請求人は可哀想で、それ以前に、この理由説明書は、この北陸地方整備局長の回答と説明は、事実ではないことが自然で、これを主たる原因として、審査会の審理が不可能で自然な程度に理由説明書が破綻していると審査請求人は主張する。

何故なら、そのひとつとして、理由説明書の「7 原処分に対する諮問庁の考え方」に「(3) 探索について」において、入念に探索とあるが、ここで当然の如く、行政文書のD I S K 1 3が、確認されており、「8 結論」の根拠とは違うものと想定されるからである。

かつての北陸地方整備局長は、行政文書不開示決定通知書で、この坑門工の作業土工の段階確認について、不開示の理由として「～行うものであるが～段階確認を実施した事実を確認できない～」という豪傑がいたのだが。

諮問庁は、この「8 結論」とは、この現在の北陸地方整備局長の回答とか、説明からでしたとは、仮に理由説明書を読めば、国民の一部は理解しても、しかしながら、これは、仮に、諮問庁の国務大臣の監督に関わることとされて自然であって、諮問庁の職務として、「8 結論」という根拠に足り得ないことは自然である（国務大臣としての根拠は、別の根拠としたほうがいい、後出しでも何でも、今回は好きなだけ理由を追加されても、もう審査請求人は特に異議等も無い、この破綻した理由説明書も諮問庁の職務である。）。

であるから、すぐに破綻で自然な、このような維持すら難しいと思われる理由説明書で審理するより、行政文書名が、「No. 60 特定坑口部についての設計照査について」であって、かつ、「ほぼ同じであったため、切取りを実施せず」だけに、余程の確固たる根拠の理由説明書をもって、審理としたほうがよいと思うのであるが、最後は、国務大臣自身として判断してもらいたい。

また、諮問庁に、北陸地方整備局長から説明がされているのか不明

では、審査請求人が思えばいうならば、それは、行政文書開示の【No. 60 特定坑口部についての設計照査について】とは、結論の部分とは、（この「やらず」が無い等と指摘された）変状の坑外の対策工について3案を提案している。

特定年月日T北陸地方整備局道路工事課長（資料7）の文書から、「・坑門工 特定坑口部で発生した掘削のり面変位に対しては、他工事で対応しております。」としている。

この他工事とは、他工事の発注での対策工となっている。

これは、北陸地方整備局が特定トンネル工事の坑口部で「やらず」が無いとされた変状と、他工事の因果関係を北陸地方整備局が認めている対策工である。

国民の、国道という信頼と伝統と安全のためには、誰かがこの変状の対策工をしなくてはならないことは理解できるが、これが、本当は、監督職員からトンネル初期掘削中に「やらず」がないとされたという変状だったでは、税金を支払う国民からは、まったくに理解ができるものではないとされても自然である。

理由説明書の「7 原処分に対する諮問庁の考え方」において、この行政文書開示の【No. 60 特定坑口部についての設計照査について】とは、坑口部の行政文書の全体の流れとして考えた時にその位置づけとして「～対応する文書として認められる」としているとしたことは自然なことでもある（そうでなければ～考えられる程度が妥当であろう。）。

この「～対応する文書として認められる」という行政文書の結論は変状の坑外の対策工の3案の提案で自然である。

特定年月日T北陸地方整備局道路工事課長（資料7）の文書から、「・坑門工 特定坑口部で発生した掘削のり面変位に対しては、他工事で対応しております。」という、坑口部のやらずの施工がないとされた変状からでは、税金を支払う国民に納得が出来ないでも自然なものであるが、理由説明書の「7 原処分に対する諮問庁の考え方」からは「～対応する文書として認められる」としている。

つまり、諮問庁は、北陸地方整備局が知っている「・坑門工 特定坑口部で発生した掘削のり面変位に対しては、他工事で対応しております。」は知らないだったでは、理由説明書の「7 原処分に対する諮問庁の考え方」から、坑口部の行政文書の全体の流れとして考えた時にその位置づけとして「～対応する文書として認められる」とまでしているでは、理由説明書が破綻（理由の説明が出来るほど行政文書を理解していない等）で自然である。

建設工事は、例えば、現地測量から開通までの施工を、まとめて発

注ではなく、それぞれに発注が自然であるから、仮に、前工事等について何らかの理由から施工が出来ない箇所を、他工事により施工をして開通は自然から、坑口部の行政文書の全体の流れとして考えた時にその位置づけとして「～対応する文書として認められる」とまですることは自然である。

では国民から、諮問庁は、仮に、この「～対応する文書として認められる」という別工事の対策工は知っていることから、坑口部の行政文書の全体の流れとして考えた時に、「～対応する文書として認められる」としているでは、この坑口部のやらずが施工されていない、鋼製支保工を連結する継ぎ材が連結していないなどいわれ続けた変状という、であるから、設計図面と違う施工であったことは知っていることは当然であって、ならば理由説明書で北陸地方整備局長に、回答よりも、北陸地方整備局長を一部に指揮しての理由説明書が自然であるが、「7 原処分に対する諮問庁の考え方」は、「特定坑口部は設計図面どおりに施工されており」と「～対応する文書として認められる」から、「8 結論」は構成されていて自然である。

坑口部の行政文書の全体の流れとして考えた時に、「～対応する文書として認められる」とまですることは、税金を支払う国民に納得が出来ないことで自然な理由説明書でもあって、「7 原処分に対する諮問庁の考え方」は、追加か変更された方が審査請求人はいいと思うが、最後は諮問庁が判断してもらいたい。

理由説明書の「7 原処分に対する諮問庁の考え方」において、この北陸地方整備局長であるが、「～そもそも本件工事は設計図面どおりに施工されており～文書は存在せず～説明する」としている。

この北陸地方整備局長は、「7 原処分に対する諮問庁の考え方」において、仮に、本当に、諮問庁の通りに「(3) 探索について」から入念に探索から、DISK13を確認したことは当然で自然であり、例えば、特定トンネル工事の工事写真を見ると、DISK13からは、設計図面の坑口部の施工と違うことを明確に知っていることは当然で、自然である。

諮問庁に、この北陸地方整備局長の特定坑口部の回答は信頼がないで自然である。

また、北陸地方整備局長は、原処分や審査請求を見ただけで、理由説明書の「7 原処分に対する諮問庁の考え方」において、この特定坑口部の回答とは違ったものになっていたはずで自然で信頼がないで自然である。

国民からは、理由説明書から、「7 原処分に対する諮問庁の考え



方」の「（３）探索について」において、諮問庁から、ようやく北陸地方整備局長は、探索をするのであるから、もはや法について、どういう組織であるかわかるであろうとしても自然である。

これでは法の理由説明書において、行政文書の特定について、国民から、行政文書の特定を阻害する探索の回答で自然である。

諮問庁に対して、この北陸地方整備局長は何故にここまで執拗に事実ではないことで自然なことを、国家公務員の職務として説明するのか理解ができない。

これは極めて重要なことであって、諮問庁は、審査請求人からすると、このように、北陸地方整備局長の執拗なまでの事実ではないことで自然な説明、回答から、理由説明書の「８ 結論」において、国民から驚愕の結論を出されたということをも主張したい。

これは国民から、既に法から一部が開示されてあった行政文書があったから意見書に出来たことで、仮に無ければ、理由説明書で国家公務員が頑なに言い張り、国務大臣を誘導して、無かった行政文書に隠ぺいする行為で自然で、法を根幹から否定も自然である。

これでは、審理の以前に、審査請求人の原処分（資料８）、また審査請求の写し（資料９）を添付しないとならないだろう。

では、坑門本体工の裏側は、掘削（作業土工）の勾配はどうか、これが設計図面の安定する坑口部の勾配の施工なのか、これでは再崩落が偶然に無かっただけではないのか、坑門本体工の背面の下部はどうやって施工したのか（本来は坑外に位置して坑内に影響されない坑門本体工の背面の下半部とやや上部は、設計図面と違い、坑口部で変位（トンネルは掘削だけでも変位する）した地山に吹付等を型枠にして、背面土圧とは別に、更に坑口部の変位が、自立しない坑門本体工に直接に伝わる構造で施工をしたのではないか）、設計図面と違う施工で、ＳＬ上まで地山に吹付コンクリート面と坑門本体工が連結しており、自立しない坑門本体工は背面土圧だけではなく、更に坑外の地山の変位がそのまま影響される構造物となっているのではないのか、かつ坑門本体工の背面の下部が型枠でなく、構造物に設置するものを、異物混入で、鉄筋かぶりが無くて既に腐蝕で膨張のおそれはどうか。

これらの全部が行政文書開示からわかることだ。

この上記からも、理由説明書の「７ 原処分に対する諮問庁の考え方」から、北陸地方整備局長の諮問庁に対する執拗な事実ではないことの説明とは、もはやこの北陸地方整備局長の国家公務員の職務として告発すべきことなのか。

これは諮問庁の監督責任による理由説明書であるのか（諮問庁の理

由説明書の職務の事情について、審査請求人はまったくに関係するものではない。 ) 。

オ 行政文書の特定と、諮問庁の結論について II

理由説明書の「7 原処分に対する諮問庁の考え方」の「一方で～」とする後については、審査請求人の開示請求と、審査請求からは、本件対象文書として、「設計図面と異なる施工に係る設計照査等に関する文書を求めている」は自然である。

審査請求人の原処分の文書の特定の請求にも、主に坑口部の坑口付工と下半掘削（作業土工）になっていることから自然であろう。

というのは、仮に、行政文書名に「検討書」あるいは「設計照査」と無ければ、何だろが情報公開からとにかく問答無用の対象外では、行政文書の開示が出来ないおそれを防ぐための諮問庁の措置と理解したい。

担当者はこれで坑口部の段階確認はできると監理技術者に説明をしていたが、特定年月日し、監督員から「設計図面通り施工していない」旨から拒否された。

これは、今更ではなく、審査請求にあるが、【No. 32 インバート掘削時の変状対策について】という行政文書が開示されている。

この行政文書名からインバート対策工と思われるが、これは設計図面と違う、坑口部の下半部分の施工について記載が含まれているのだ。

この「4-3 坑口側面の対策」として、（坑口部の下半部の）吹付けコンクリートを実施する。（ $t = 3 \text{ cm}$ を $25 \text{ cm}$ に変更）としている。

DISK13では、 $t = 300$ （ $30 \text{ cm}$ ）で施工している。

これは直立しており設計図面と違う施工を含む行政文書であって行政文書開示をされたい。

これは工事打合せ簿の協議書なのだが、坑口部の検討書等のような構成となっており、本件対象文書に含まれる部分が記載の該当する文書と審査請求人は主張する。

「7 原処分に対する諮問庁の考え方」からも、【No. 32 インバート掘削時の変状対策について】、【No. 60 特定坑口部についての設計照査について】とは「設計図面と異なる施工に係わる設計照査等に係わる文書」（含まれる）で自然で、「7 原処分に対する諮問庁の考え方」を書く程の方ならわかるだろうが、これは、行政文書に記載の資料の表題からもわかるように、単に現場作業所単体ではなく、会社の坑口部の検討書（設計照査）の行政文書で自然なのだ。

だから現場作業所というか、坑口部は会社の検討書でも、どうしてあのままで（かつ、監督体制強化対象工事で坑口部の段階確認も無いという）完成通知書（資料４）なのかわからない。

理由説明書から、諮問庁の「８ 結論」で不存在とは、あれだけ、やらずが無い変状、鋼製支保工と継ぎ材が連結していない変状と言われ続けて、あるはずの設計図面と違う施工の坑口部の検討書等、設計照査等が無いという信じ難い国道の完成であるが、これが本当に無いという国道という、日本国の二桁国道の一箇所が存在していることが法からいうが、これは日本国の二桁国道の実態として、本当のことだろうか。

（意見書の資料は省略する。）

### 第３ 諮問庁の説明の要旨

#### １ 本件審査請求について

- （１）審査請求人は、法に基づき、処分庁に対して、本件対象文書の開示請求を行った。
- （２）これを受けて、処分庁は、本件対象文書について、文書不存在を理由とする不開示決定（原処分）を行った。
- （３）これに対し、審査請求人は、諮問庁に対し、処分庁は本件対象文書を保有しているはずであるとし、その開示を求めて審査請求を提起した。

#### ２ 審査請求人の主張について

（省略）

#### ３ 特定トンネル工事について

（省略）

#### ４ 北陸地方整備局土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）について

共通仕様書は、北陸地方整備局管内で発注する土木工事において、発注者と受注者との間での協議、指示又は報告などを行う必要のある事項や施工に当たって従うべき技術的基準を統一的に北陸地方整備局自ら定めており、特定トンネル工事についても使用している。

本件開示請求の内容にもある設計照査等に関する規定は以下のとおり。

##### 第１編 １－１－３ 設計図書の照査等

- １．請負者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、請負者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、請負者が備えなければならない。
- ２．請負者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第１８条第１項第１号から第５号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認でき

る資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、請負者は、監督職員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

#### 第6編6-8-2 坑口付工

請負者は、坑口周辺工事の施工前及び施工途中において、第1編1-1-3 設計図書の照査等に関する処置を行わなければならない。

#### 5 平成26年2月25日付け国北整総情第512号の開示決定（以下「関連処分」という。）について

審査請求人は、平成26年1月1日付けで、特定トンネル工事に関する開示請求（以下「関連開示請求」という。）を行った。

これに対し処分庁は関連処分を行ったが、このうち、「特定トンネル工事の、特定年月日Hの坑口部分の法面クラック現況・変状状況等についての指示書、工事打合せ簿、工事写真（主任監督員の現地の確認を含む。）のすべて」という請求内容に対し、「指示書」については不存在により不開示としたが、その余については開示した。

#### 6 「No. 60 特定坑口部についての設計照査について」（以下、第3において「関連開示文書」という。）について

審査請求人が主張する「No. 60 特定坑口部についての設計照査について（関連開示文書）」とは、関連処分に係る開示文書のうち、特定トンネル工事における特定坑口部についての設計照査に関する工事打合せ簿であると考えられる。

特定坑口部についての設計照査とは、特定坑口部の施工前及び施工途中において、次の事項に該当する設計図書の誤りや内容を確認する作業である。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の施工現場が一致しないこと。
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予測することのできない特別な状態が生じたこと。

#### 7 原処分に対する諮問庁の考え方について

審査請求書の内容によれば、審査請求人は、関連処分において関連開示文書が開示されており、これは本件対象文書に該当するため開示されるべきであると主張していることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

##### (1) 原処分における文書特定の妥当性について

関連開示文書は、上記6のとおり、特定トンネル工事における特定坑口部についての設計照査に関する工事打合せ簿であると考えられるが、当該文書は、上記5のとおり、関連開示請求のうち、「特定トンネル工事の、特定年月日Hの坑口部分の法面クラック現況・変状状況等について」の「工事打合せ簿」に対応する文書であると認められる。

一方で、本件開示請求に係る開示請求書において、「ただし、坑門工（坑口付け工，作業土工）が設計図面と違う施工についての設計照査等，検討書等以外の坑門工の設計照査等，検討書等は除く。」と記載されており，審査請求人は，本件対象文書として，設計図面と異なる施工に係る設計照査等に関する文書を求めていると認められる。

そこで処分庁に対し，特定トンネル工事における特定坑口部が設計図面と異なる施工を行っていたか確認したところ，特定坑口部は設計図面どおり施工されており，設計図面と異なる構造の坑門本体は存在しないとの回答を得た。

さらに処分庁は，「No. 60 特定坑口部についての設計照査について」の「4/12」の図面中に「現況の法面と設計の法面が，ほぼ同じであったため，切取りを実施せず」とおり，部分的に法面の施工の必要がない箇所があったとしても，法面の形状が設計図面と同じ形状であることから，審査請求人が主張する「設計図面と違う施工の法面」ではないと説明する。

したがって，諮問庁としては，関連開示文書は設計図面どおりに施工された工事に係る工事打合せ簿であり，審査請求人が本件対象文書として求める設計図面と異なる施工に係る設計照査等に関する文書には該当せず，原処分において関連開示文書を本件対象文書として特定しなかったことは妥当であるとする。

## （2）本件対象文書の保有の有無について

審査請求人は，本件審査請求において，上記2のとおり，関連開示文書の開示を求めていると考えられるが，念のため本件対象文書に該当する文書を保有しているか，処分庁に確認したところ，処分庁は，そもそも特定トンネル工事は設計図面どおりに施工されており，設計図面と異なる構造の坑門本体や施工の法面に関する文書は存在せず，本件対象文書に該当する文書は保有していないと説明する。

特定トンネル工事が設計図面どおりに施工されている以上，審査請求人が本件対象文書として求める設計図面と異なる施工に係る設計照査等に関する文書を保有していないとする処分庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められない。

## （3）探索について

念のため，本件審査請求を受け，改めて処分庁に対し，本件対象文書

に該当すると思われる文書を保有しているか確認するため、担当部署の執務室や書庫等を入念に探索させたが、本件対象文書に相当する文書の存在は確認できなかった。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

8 結論

以上のことから、諮問庁としては、本件対象文書が不存在であることを理由に不開示決定を行った原処分は妥当であると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年2月15日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月2日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年11月1日 審議
- ⑤ 平成29年1月16日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、別紙に掲げる文書（本件対象文書）の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、北陸地方整備局が保有する特定トンネル工事の特定坑口部に係る設計照査（工事請負事業者が設計図書を基に技術的問題点等を検証すること）に関する文書が本件対象文書に該当するから、同文書を開示すべきである等と主張して原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 審査請求人が開示を求める文書について、諮問庁は、理由説明書（上記第3）において、「特定トンネル工事における坑門工について、設計図面と異なる施工に係る設計照査等に関する文書」とであると説明するところ、別紙に掲げる本件対象文書の文言並びに審査請求書及び意見書（上記第2の2）における審査請求人の主張を踏まえれば、本件対象文書は、諮問庁が説明するとおり、「特定トンネル工事における坑門工について、設計図面と異なる施工に係る設計照査等に関する文書」とであると解するのが妥当である。

(2) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとお

り説明する。

ア 審査請求人が主張する特定坑口部に係る設計照査に関する文書について、処分庁に確認したところ、確かに特定坑口部について設計照査が行われているが、当該照査その他の要因により、特定坑口部について、設計図書が変更となった事実はなく、設計図面どおりに施工が行われているとのことであった。したがって、特定坑口部に係る設計照査に関する文書は、本件対象文書には該当しない。

イ そもそも、特定トンネル工事における坑門工は、その設計図面どおりに施工が行われており、よって、設計図面と異なる構造の坑門本体等に関する文書は存在せず、北陸地方整備局において、本件対象文書を保有していない。

ウ 本件審査請求を受け、改めて処分庁に対し、関係部署の執務室内の書架や書庫等の探索を入念に行わせたが、本件対象文書に該当する行政文書の存在は確認できなかった。

(3) 審査請求人が主張する特定坑口部に係る設計照査に関する文書は本件対象文書には該当せず、その外本件対象文書を保有していないとする上記諮問庁の説明に、特段、不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。また、その探索方法・範囲が、特段、不十分であるとも認められない。

したがって、北陸地方整備局において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、北陸地方整備局において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

## 別紙 （本件対象文書）

特定トンネル工事において、特定文書番号A特定年月日B付け行政文書開示決定通知書の「開示する行政文書の名称」の・数量計算書～「②設計図面と違う施工についての数量計算書」について、坑門工の掘削の下半控除分の数量計算書（共通仕様書1-1-7数量の算出より「～請負者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。～」）から、1）坑門工→作業土工の掘削が数量計算書の下半控除分から設計図面の勾配と違う直立の勾配で掘削としておりかつ規格が軟岩から土砂、2）数量計算書の型枠の背面とは控除分から坑門工→作業土工（安衛法第88条の掘削高さ10m以上の地山掘削の違反の証拠で、北陸地方整備局主任監査官は工期内に知っている。）の直立の勾配で規格が土砂の掘削面（表面だけは吹付コンクリート）を坑門本体工の背面の相当部分を型枠（参考：特定文書番号C特定年月日DのDISC13の「517～/681」）として施工しており、坑内の覆工コンクリートと一体構造で連結する坑門本体工の背面の相当部分が直立する勾配の土砂面を型枠とする設計図面ではない構造の坑門本体工の施工などについての北陸地方整備局土木工事共通仕様書第10編道路編第6章トンネル（NATM）第8節坑門工6-8-2坑口付け工からの請負者、あるいは特定文書番号A特定年月日Bの（工事期間の途中に提出の）設計図面と違う施工についての数量計算書の提出からも知っている立場の監督職員の新潟国道事務所、または北陸地方整備局による設計照査等、構造計算を含む検討書等（坑内の覆工コンクリートの一体構造で連結する坑門本体工の背面の相当部分の型枠とは直立の掘削の勾配面で規格が土砂という坑門本体工と背面の地山が一体の施工からの設計図面と違う坑口付け部の施工についての掘削面の地山の安定計算を含む。）の行政文書の全部（但し、坑門工（坑口付け工、作業土工）が設計図面と違う施工についての設計照査等、検討書等以外の坑門工の設計照査等、検討書等は除く。また、特定年月日Eの北陸地方整備局道路工事課長の行政相談の調査等とは甲ではない道路工事課長が現在は「～設計図面どおりの施工となっております～異常が確認されません～」としても、仮に今後第44条の甲の請求が出来るのなら（3項含む）工事請負契約書上は無効の程度の行政相談の調査等の行政文書の全部は除く。）。